

## 令和6年度決算に基づく資金不足比率(確報値)

令和7年11月

岐阜県総合企画部市町村課

地方公共団体の名称	法適用 企業	法非適用 企業	特別会計の名称	資金不足比率(%)
岐阜市	○		病院事業会計	—
岐阜市	○		中央卸売市場事業会計	—
岐阜市	○		水道事業会計	—
岐阜市	○		下水道事業会計	—
岐阜市		○	食肉地方卸売市場事業特別会計	—
岐阜市		○	観光事業特別会計	—
大垣市	○		病院事業会計	—
大垣市	○		水道事業会計	—
大垣市	○		簡易水道事業会計	—
大垣市	○		公共下水道事業会計	—
大垣市	○		特定環境保全公共下水道事業会計	—
大垣市	○		農業集落排水事業会計	—
大垣市		○	公設地方卸売市場事業会計	—
高山市	○		水道事業会計	—
高山市	○		下水道事業会計	—
高山市		○	地方卸売市場事業特別会計	—
高山市		○	観光施設事業特別会計	—
多治見市	○		水道事業会計	—
多治見市	○		病院事業会計	—
多治見市	○		下水道事業会計	—
多治見市	○		農業集落排水事業会計	—
関市	○		関市水道事業会計	—
関市	○		関市下水道事業会計	—
関市		○	関市公設地方卸売市場事業特別会計	—
中津川市	○		水道事業会計	—
中津川市	○		病院事業会計	—
中津川市	○		下水道事業会計	—
美濃市	○		病院事業会計	—
美濃市	○		上水道事業会計	—
美濃市	○		下水道事業会計	—
瑞浪市	○		瑞浪市水道事業会計	—
瑞浪市	○		瑞浪市下水道事業会計	—
羽島市	○		水道事業会計	—
羽島市	○		下水道事業会計	—
羽島市	○		病院事業会計	—
恵那市	○		水道事業会計	—
恵那市	○		下水道事業会計	—
恵那市	○		病院事業会計	—
恵那市	○		国民健康保険診療所事業会計	—
美濃加茂市	○		水道事業会計	—
美濃加茂市	○		下水道事業会計	—

# 令和6年度決算に基づく資金不足比率(確報値)

令和7年11月

岐阜県総合企画部市町村課

地方公共団体の名称	法適用 企業	法非適用 企業	特別会計の名称	資金不足比率(%)
土岐市	○		水道事業会計	—
土岐市	○		病院事業会計	—
土岐市	○		下水道事業会計	—
各務原市	○		水道事業会計	—
各務原市	○		下水道事業会計	—
可児市	○		水道事業会計	—
可児市	○		下水道事業会計	—
可児市		○	可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計	—
山県市	○		水道事業会計	—
山県市	○		下水道事業会計	—
瑞穂市	○		水道事業会計	—
瑞穂市	○		下水道事業会計	—
飛騨市	○		水道事業会計	—
飛騨市	○		国民健康保険病院事業会計	—
飛騨市	○		下水道事業会計	—
飛騨市		○	下水道汚泥処理事業特別会計	—
本巣市	○		水道事業会計	—
本巣市	○		下水道事業会計	—
本巣市		○	企業用地造成事業特別会計	—
郡上市	○		水道事業会計	—
郡上市	○		下水道事業会計	—
郡上市	○		病院事業会計	4.0
郡上市		○	工業団地事業特別会計	—
郡上市		○	小水力発電事業特別会計	—
下呂市	○		水道事業会計	—
下呂市	○		下水道事業会計	—
下呂市	○		下呂温泉合掌村事業会計	—
下呂市	○		金山病院事業会計	1.5
海津市	○		水道事業会計	—
海津市	○		下水道事業会計	—
岐南町	○		水道事業会計	—
岐南町	○		下水道事業会計	—
笠松町	○		水道事業会計	—
笠松町	○		下水道事業会計	—
養老町	○		上水道事業会計	—
養老町	○		下水道事業会計	—
養老町		○	簡易水道特別会計	—
養老町		○	食肉事業センター特別会計	—
垂井町	○		水道事業会計	—
垂井町	○		下水道事業会計	—
関ヶ原町	○		水道事業会計	—
関ヶ原町	○		公共下水道事業会計	—

# 令和6年度決算に基づく資金不足比率(確報値)

令和7年11月

岐阜県総合企画部市町村課

地方公共団体の名称	法適用 企業	法非適用 企業	特別会計の名称	資金不足比率(%)
関ヶ原町	○		農業集落排水事業会計	—
神戸町	○		神戸町水道事業会計	—
神戸町	○		神戸町下水道事業会計	—
輪之内町	○		輪之内町水道事業会計	—
輪之内町	○		輪之内町下水道事業会計	—
安八町	○		水道事業会計	—
安八町	○		公共下水道事業会計	—
揖斐川町	○		水道事業会計	—
揖斐川町	○		下水道事業会計	—
揖斐川町		○	小水力発電事業特別会計	—
揖斐川町		○	企業用地造成事業特別会計	—
大野町	○		上水道事業会計	—
大野町		○	大野神戸インターチェンジ周辺まちづくり整備事業特別会計	—
池田町	○		水道事業会計	—
池田町	○		農業集落排水事業会計	—
池田町	○		公共下水道事業会計	—
池田町		○	温泉施設特別会計	—
池田町		○	小水力発電事業特別会計	—
池田町		○	土地取得特別会計	—
北方町	○		上水道事業会計	—
北方町	○		下水道事業会計	—
坂祝町	○		水道事業会計	—
坂祝町	○		下水道事業会計	—
富加町	○		水道事業会計	—
富加町	○		下水道事業会計	—
川辺町	○		水道事業会計	—
川辺町	○		下水道事業会計	—
七宗町	○		簡易水道事業会計	—
七宗町	○		下水道事業会計	—
八百津町	○		水道事業会計	—
八百津町	○		下水道事業会計	—
白川町	○		簡易水道事業会計	—
東白川村	○		簡易水道事業会計	—
東白川村	○		小規模集排水処理事業会計	—
御嵩町	○		水道事業会計	—
御嵩町	○		下水道事業会計	—
白川村	○		簡易水道事業会計	—
白川村	○		公共下水道事業会計	—
白川村		○	温泉開発特別会計	—
可茂公設地方卸売市場組合		○	市場事業一般会計	—
西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合	○		介護老人保健施設西美濃さくら苑事業会計	—
東濃中部病院事務組合	○		東濃中部病院事務組合病院事業会計	—
公営企業会計合計	104	21		

# 令和6年度決算に基づく資金不足比率(確報値)

令和7年11月

岐阜県総合企画部市町村課

地方公共団体の名称	法適用 企業	法非適用 企業	特別会計の名称	資金不足比率(%)
-----------	-----------	------------	---------	-----------

- ※1 資金不足比率の算定においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項に基づき、一部事務組合等も算定の対象となります。
- ※2 法適用企業とは、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計をいいます。
- ※3 法非適用企業とは、地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外に係る特別会計をいいます。
- ※4 特別会計の名称は、地方公共団体が設置する公営企業会計の名称です。
- ※5 公営企業の資金の不足額の算定において算定結果が0以下となる場合は、資金不足比率欄を「-」と記載することとなっています。